

## 福島労働基準監督署管内の熱中症死亡災害発生状況（速報）

発生日	災害発生状況	災害発生当日の熱中症対策等状況
8月5日	店舗新築工事において、12:30頃、労働者が地面の締固め作業中に作業を止めて「のどが渴いたので水を飲みに行く」と同僚に告げて一人で歩き出したところ、急に倒れて病院に搬送され、翌日に死亡した。 (当日の最高気温 35.9 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作業開始前に体調チェックをしており、被災者は体調に問題はなかった。</li> <li>○作業中、以下のとおり休憩していた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業1時間 30分休憩 作業30分</li> <li>30分休憩 作業1時間(倒れた)</li> </ul> </li> <li>○エアコンを使用した乗用車内で休憩していた。</li> <li>○スポーツドリンク 500ml を1本支給し、飲み終えた後は水分のみ摂取していた。</li> <li>○WBGT 値は測定していなかった。</li> <li>○テントやミストファン等を設置しておらず、通気性の良い作業服、冷却ベスト、ファン付作業服等を着用させていなかった。</li> <li>○被災者は現場入場初日だった。</li> </ul>

## 【再発防止対策例】

作業場所の WBGT 値を測定し、WBGT 基準値（別添「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」表1参照）を超えることのないようテントやミストファン等の設備を設置するよう努めてください。

上記の設備を設置しても WBGT 基準値を超える恐れがある場合には、作業者に通気性の良い作業服、冷却ベスト、ファン付作業服を着用させる等の熱中症のリスク低減措置を講じるよう努めてください。

スポーツドリンクや水分・塩分が不足することのないよう、十分な量を事業者が用意し、休憩の都度摂取させるようにしてください。

新規入場者、持病のある者、熱への順化が十分でない者には、こまめに、以下の項目に該当しないか具体的な症状とあわせてその他体調に異常はないか確認し、少しでも体調に異常があれば病院に搬送する等の措置を講じてください。

(厚生労働省「職場における熱中症予防対策マニュアル」熱中症に関する健康状態自己チェックシート参照)

めまい、たちくらみ

ふいてもふいても汗が出てくる

手足や体の一部がつる

頭がズキンズキンと痛い

吐き気がする

体がだるい

判断力・集中力が低下する

作業者によってはめまい、たちくらみ、体がだるい等の症状は体調異常では無いと考える場合もありますので、単に体調異常は無いかだけでなく具体的な症状についても確認し、該当すれば必要な措置を講じてください。

再発防止対策例とともに、別添の「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」で自主点検を実施し、不十分な項目があればすぐに実施してください。